

取引資格制度の見直しについて

2023年11月29日
株式会社名古屋証券取引所

I. 趣旨

当取引所では、昨年4月に上場制度の見直しを行い、改めて当取引所が、国内個人投資者を主体とした市場であり、わが国個人投資者の裾野拡大及び長期資産形成の促進に取り組む姿勢を明確にしたところです。

今般、さらにその取組みを加速させるため、発行・流通市場の担い手である証券会社が当取引所の取引資格をより取得しやすい環境を整備することにより、取引参加者の増加を図ることとし、取引資格の取得に必要な料金の引下げなど、取引資格制度の見直しを行うこととします。

II. 概要

項目	内容	備考
1. 参加金の額の引下げ等	・ 総合取引参加者の参加金の額を100万円に引き下げます。また、名称を「取引資格取得手数料」に変更します。	・ 参加金については、取引資格取得のための手数料と位置づけることとし、取引資格を取得しやすくする環境整備として、他の取引所の金額見直し等を参考に左記のとおりとし、併せて名称を変更します。 ・ 現在の総合取引参加者の参加金の額は1,000万円です。
2. 取引参加権の譲渡制度の廃止	・ 取引参加権の譲渡制度を廃止します。	・ 現行制度では、取引資格の喪失を申請した取引参加者が、取引資格を喪失すると同時に、その喪失を条件として新たに取引資格を取得する者に対してのみ、取引参加権を譲り渡す

		<p>ことができ、その場合には、新たに取引参加者となる者は、参加金の納入は要しないこととしています。</p>
<p>3. IPO取引資格制度の廃止</p>	<p>・当取引所における取引資格については、総合取引資格のみとし、IPO取引資格制度を廃止します。</p>	<p>・IPO取引資格については、制度創設後1社の資格取得があったのみで、2006年2月以降現在まで参加者が無い状態であり、制度上の特徴の一つであった参加金の免除についても、今般の制度改正で総合取引資格の参加金（改正後の取引資格取得手数料）が大幅に引き下げられることにより、取引資格取得時の負担感の軽減が期待できることから、同制度を廃止することとします。</p>
<p>4. その他</p>	<p>・その他所要の改正を行います。</p>	

III. 実施時期（予定）

2024年1月を目途に実施します。

以 上